平成２７年（フ）第５０号
新潟県燕市東太田1368番地
債務者　長沼　孝昭
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第９４号
長野市大字大町712番地５
債務者　関　三代子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
長野市篠ノ井二ツ柳2018番地１　グリーンハイツ篠ノ井Ａ202
債務者　大屋　　瞳
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２号
岐阜県可児市大森1501番地827
債務者　吉村　昭彦
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２２４号
静岡県田方郡函南町間宮758番地の１　メテオールＳ203
債務者　石川　菜生（旧姓和山）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５５７号
大阪府松原市松ケ丘４丁目３番５－401号
債務者　坪田　邦子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
兵庫県小野市神明町417番地の４　県住２－408号
債務者　井上　昌美
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第７号
長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷1045番地１、住民票上の前住所長崎県南松浦郡新上五島町鯛ノ浦郷148番地１
債務者　山口　千香（旧姓村岡）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第１１２号
北海道中川郡池田町字旭町４丁目28番地の21
債務者　長谷川真美
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
秋田県能代市字昇平岱16番地24
債務者　伊藤　健悦
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第９５号
長野市大字大町712番地５
債務者　関　　博
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
静岡県富士宮市中里東町324番地
債務者　中垣　千宏
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第４８号
三重県伊賀市緑ケ丘南町2276　グリーンパレスＩ４Ｂ号室、住民票上の住所三重県伊賀市阿保1802番地の１
債務者　勝又　　薫
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第６６２号
京都市伏見区日野岡西町４番地の84
債務者　鉄板焼ば～どこと　岡本奈緒美
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４７号
兵庫県西脇市黒田庄町岡1080番地の11
債務者　諏訪　泰男
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第４８号
兵庫県西脇市黒田庄町岡1080番地の11
債務者　諏訪めぐみ
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第５１号
兵庫県西脇市黒田庄町黒田1599番地の44
債務者　若森さとみ
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
神戸地方裁判所社支部